

ṛṇādāna

— ṛṇa-adāna (債務の不履行) or
ṛṇa-ādāna (債権の回収)

沼 田 一 郎

1. はじめに

ダルマ文献に見られる司法 (vyavahāra) セクションは、王の職務規定 (rājadharmā) の一部分としてマヌスクリティ (*Manu*) 以降に体系的に扱われるようになった。これは古層のダルマスートラ文献では萌芽的な形態にとどまるか、あるいは後代の付加部分に含まれている。このような異質な主題を取り入れたことによって、ダルマ文献はその性格を大きく転換したのである。

この司法セクションは、カウティリヤの実利論 (*Kaut*) もしくはそれと系統を同じくする資料に起源していると考えるのが妥当であろう。カウティリヤの扱うアルタ (artha) の学は、それ以前に遡ることができないからその由来は分からないが、これほどの網羅的な体系が突如として完成したとは考えにくいのであり、その「前史」があったと考えられる。第3巻の司法セクションとは別に刑罰規定 (第4巻) が独立していることからわかるように、ここでは刑事よりも民事に重点を置いている。手続法が実体法規定に混入しているなどの未整理な点も指摘するが、それでも主題別にまとめられた整った体系であるといえるだろう。マヌが継承した形式と内容が後のダルマ文献に継承されているだけでなく、東南アジアの法にも影響していることが知られている¹。

¹ [Hooker 1978] [奥平 2002]

1. ṛṇādānaの内容・構成

司法セクションは扱う主題ごとにカテゴライズされ、それぞれには名称が付されている。文献によって多少の出入りはあるが、ほぼ同じである。しかしながら、*Manu*や*Kaut*から後代の注釈や綱要書 (nibandha) までには数百年の幅がある。それを同じカテゴリの法規定で扱うということは考えにくい、しかしdharmaの伝統はそのまま受け継がれているのである。

ところで、主題の名称は*Manu*から後代の文献まで一貫してほぼ同じであるが、その解釈は実は一定していない²。ここに取り上げるのは、*Manu*以降の文献で冒頭に置かれているṛṇādānaと称される主題である。この語がṛṇa (負債) とa-dāna (不返済)、もしくはā-dāna (回収) の Tatpuruṣa複合語であることは言うまでもないが、問題は後分についての解釈が揺れているところにある。本稿ではこの複合語の解釈をめぐる諸家の見解を検討してみたい。

まずこのṛṇādānaなる主題は何を扱っているものであろうか。以下に諸文献の内容を示す。

*Kaut*第3巻

- ・利率 [1—6]
- ・罰則規定 [7—9] 違法な負債／虚偽の債権を主張／
- ・やむを得ない事情で返済できない場合 [10]
- ・返済受取拒否の扱い [11—12]
- ・債務の相続 [14—24]
- ・複数債権者の優先順位 [19—20]
- ・親族間での負債は無効 [21—24]
- ・証人 [25—33]
- ・証言 [34—50]

*Manu*第8章

- ・正統な債権回収の一般原則 [47—51]

² [沼田 2007] に1例を検討した。

- ・証人 [52—130]
- ・金属の重量基準 [131—138]
- ・利率 [139—142]
- ・担保 [143—146]
- ・他人の占有による所有権の消失 [147—150]
- ・利率 [151—157]
- ・保証人 [158—162]
- ・無効な契約 [163—165]
- ・債務の相続 [166]
- ・無効な契約 [167—168]
- ・王の役目 [169—178]

Yāj[ñavalkyaśmṛti] 第2巻

- ・利率 [39—41]
- ・正統な債権回収の一般原則 [42—46]
- ・債務の相続 [47—53]
- ・親族間の負債は無効 [54]
- ・保証人 [55—59]
- ・担保 [60—64]

Nārad[āśmṛti] 第1章

- ・主題の概要 [1]³
- ・債務の相続 [2—7]
- ・親近者による債務の肩代わり [8—11]
- ・債務の相続 [12—14]
- ・配偶者の債務 [15—16]
- ・債務の相続 [17]
- ・配偶者の債務 [18]
- ・債務の相続 [19—20]

³ この偈は他の文献の注釈にしばしば引用される原則である。

ṛṇaṃ deyaṃ adeyaṃ ca yena yatra yathā ca yat /
dānagrahaṇadharmāc ca ṛṇādānam iti śmṛtam //

どの負債が返済されるべきで、どれがそうでないのか、誰によって、いつ、どのようにして。貸付と回収のdharmaによって。それがṛṇādānaとされているのである。

(48)

- ・無効な契約 [22—39]
- ・財産 [40—51]
- ・緊急事態 (āpaddharma) [52—63]
- ・証拠総論 [64—68]
- ・占有 [69—83]
- ・利息 [86—97]
- ・文書・担保・保証人 [102—127]
- ・証人 [128—180]
- ・宣誓 [181—207]
- ・証言 [208—213]
- ・判決 [214—224]

*Yāj*を除いて、法廷における証拠や証言の真偽の問題が含まれている。負債そのものについては、債権者の立場からその回収および法廷での裁定が主題であると言えよう。

2. ṛṇādānaの解釈

(1) 辞書の解釈

代表的な辞書の解釈は以下のとおりである。

PW : das Nichtabtragen (ṛṇa+adāna) oder Eintreiben (ṛṇa+ādāna) einer Schuld.

MW : recover of a debt, receive of money &c. lent.

Macdonell : (a^hā) recovery of debt, (a^ha) non-payment of debt.

Apte : recovery of debt, receipt of money lent.

Milyus : Schuldeintreibung

梵和大辞典：貸金の回収

梵漢大詞典：借款的回収、借款的拒付

PW、*Macdonell*が両様の解釈を示し、*MW*、*Apte*、*Milyus*はṛṇa-ādānaのみを採用しているのである。*Macdonell*に範をとる（辻直四郎の「序」による）梵和はそれぞれ別項目とし、梵漢もそれを踏襲している。つまり、ここに示した中にはṛṇa-adānaのみを採用する辞書はない。ちなみに、インドの伝統的な解釈ではṛṇa-ādānaを採用している。

Vācasṣatyam : ṛṇam ādīyate

Śabdakalpadulma : ṛṇasyādānaṃ grahaṇam

(2) 翻訳の解釈⁴

次いで、テキストの翻訳に際して、*ṛṇādāna*がどのように解釈されたかを見てみよう。

Kaṭṭ : 第3巻の第11主題としてこれを扱う。また、冒頭第1巻の内容一覧でもこの主題に言及している。翻訳者は以下のように理解している。

中野：負債の回収

Kangle : non-payment of debts

上村：負債の不返済

*Manu*8.4 : この箇所は、第8章で扱われる主題の一覧を示した箇所である。実際それが扱われる8.47以降には、主題の名称は言及されない。

Bühler : non-payment of debts

Burnell&Hopkins : Non-payment of debt

Jhā : Non-payment of debt

Derrett : Non-payment of debt

Olivelle : non-payment of debts

Michael : Nichtbegleichung von Schulden

中野：債務の弁済

田辺：負債の不払い（ただし、本文中では「負債の回復」の見出しを付す）

渡瀬：負債の不払い

Yāj : 本文中には*Manu*のように主題一覧を示す箇所はないが、翻訳に際して訳者は以下のような「見出し」を付している。

中野：債務の弁済

井狩/渡瀬：債務の不払い

Bitt : A Chapter of Lending

Nārad : 司法主題に特化した文献であり、成立年代は新しい。*ṛṇādāna*を第1の主題として冒頭に配置している。

Larivielle : Nonpayment of debts

⁴ 文末に挙げた参考文献参照。

Y.Shastrī : Recovery of debt

管見した限りではṛṇa-adānaを採用する例が多い。

(3) 注釈家の見解

ダルマ文献および実利論には多数の注釈が伝えられているが、それぞれṛṇādānaをどのように理解しているであろうか。

Kauṭ : 1.1と3.11の2箇所に対するŚrīmūla注。

- ・ 債権の回収と（債務の）弁済に関する契約、という意味である。
(ṛṇagrahaṇa-niryātanāsambaddho vyvahāra ity arthaḥ)
- ・ 負債とは、利息のための有益な財であり、その回収、（すなわち）取り戻し⁵がスートラの意味である。(ṛṇaṃ vṛddhyartham prayuktaṃ dhanam tasyādānam grahaṇam iti sūtrārthaḥ)

Manu : 8.4について、多くの注釈は上記*Nārada*1.1を引用して説明しているが、以下の2注釈はṛṇa-adāna説である。Govindarājaの説は適切ではないだろう。

- ・ Nandana : 「ṛṇādāna とは債務の不履行である (ṛṇādānam ṛṇasya-apradānam)」
- ・ Sarvajñanārāyaṇa : 「債務を弁済しないこと、不履行 (ṛṇasya na dānam adānam)」

Yāj : 本文中にṛṇādānaの語は現れないが、*Mitākṣarā*は以下のように述べている。ṛṇādānaの語義解釈ではなく、中立的な「負債」を説明していると考えられる。

そしてまた、ṛṇādānaは7種類 [に分類される]。すなわち、債務者側には「このような債務は弁済すべきである」「このような[債務]は弁済の必要がない」「この者によって弁済されるべきである」「この時に弁済されるべきである」「このやり方で弁済されるべきである」という5種類が。債権者の側には、貸付と回収という2種類がある。(tac ca ṛṇādānam saptavidham—īdṛśam ṛṇam deyam īdṛśam adeyam, anenādhikāriṇā deyam, asmin samaye deyam, anena prakāreṇa deyam iti adhamarṇe pañcavidham / uttamarṇe

⁵ この箇所はもちろん「その不履行 (tasya`adānam)」とも読みうるが、次のgrahaṇamを考慮してtasya`ādānaとした。

dānavidhiḥ ādānavidhiś ceti dvidvidham iti)

(4) その他の見解

[Kane : 141ff.] は婚姻、相続そして *ṛṇādāna* を近代インドにおいてもなお古典的のヒンドゥー法の及ぶ領域として論じているが、そこではこれを一貫して recovery of debts と理解している。[Rocher2012 : 147] は、non-payment of debts と recovery of debts のいずれとも断定しないが、[Rocher2002:67-8] では、failure to pay debts としている。[Davis: 77] は *Manu* の司法セクションを解説する中で *ṛṇādāna* を Non-payment of debt と紹介している。

3. 結論

以上、*ṛṇādāna* の解釈を示した。主要な「サンスクリット—近代語」の辞典類は *ṛṇa-ādāna* とする傾向にあり、伝統的なインド人の理解も *ṛṇa-ādāna* 説に傾いていると見ることができる。テキストの翻訳および近代以降の学者の説としては、若干の邦訳などを除いて *ṛṇa-adāna* 説が圧倒的であるが、その根拠を示すものは稀である。

それでは、テキストの内容そのものからはどのように考えられるであろうか。この主題が法廷で争われるのは、債権者が原告となって債務者を訴えるというケースであろう。そして、金銭貸借契約の存在が確認されて適切な利率による弁済が命じられるか、その契約の無効が明らかになり回収・弁済とも行われないかのいずれかであろう。つまり、不当な利息によって債権の回収が行われようとしたか、あるいは債務の弁済が滞っていることが前提となっていると考えられる。

この主題の目的とするところは「金銭貸借契約の適切な取り扱い」であると言ふべきであって、貸し手か借り手のどちらかの立場に偏したものではない。主題名を原語に忠実に翻訳することは重要であるが、それを離れて適切な名称を案出する必要もあるだろう。

参考文献

Dave, J, H1972-90 : *Manusmṛti with nine commentaries by Medhātithi, Sarva-jñānārāyaṇa, Kullūka, Rāghavānanda, Nandana, Rāmacandra, Mañirāma,*

- Govindarāja and Bhāruci*, Bombay.
- Davis, D. R. Jr., 2010 : *The Spirit of Hindu Law*, Cambridge.
- Derrett, J.D.M., 1975 : *Bhāruci's Commentary on the Manusmṛti (The Manuśāstravivarāṇa, Books 6-12) Text, Translation and Notes*, vol. I, (*Schriftreihe des Südasien-Instituts der Universität Heidelberg*, 18) Wiesbaden.
- Hooker, M. B., 1978 : *A Concise Legal History of South Asia*, Oxford.
- Jha, G., 1924, : *Manusmṛti The Laws of Manu with the Bhāṣya of Medhāthithi*, vol.4, pt.1.
- Kane, P. V. 1973 : *The History of Dharmasāstra* vol. III, Poona.
- Olivelle, P. 2006. : *Manu's Code of Law, A Critical Edition and Translation of the Mānava -Dharmasāstra*, New York.
- Rocher, L. 2012 : Ancient Hindu Criminal Law (D. R. Davis Jr. ed. *Studies in Hindu Law and Dharmasāstra*, London&New York, pp. 145-162).
- Rocher, L. 2002 : *Jīmūtavāhana's Dāyabhāga The Hindu Law of Inheritance in Bengal*, London.
- 井狩・渡瀬、2002、『ヤージュニャヴァルキヤ法典』平凡社（東洋文庫698）。
- 奥平龍二、2002：『ビルマ法制史研究入門』日本図書刊行会。
- 上村勝彦、1984、『実利論』—古代インドの帝王学（上・下）』岩波書店（岩波文庫）。
- 田辺繁子、1953、『マヌの法典』岩波書店（岩波文庫）。
- 中野義照、1974、『インド法の研究』日本印度学会。
- 、1951、『マヌ法典』日本印度学会。
- 、1950、『ヤージュニャヴァルキヤ法典』中野教授還暦記念会。
- 、1944、『カウティルヤ実利論』生活社。
- 沼田一郎、2007、「dharma文献における司法主題の名称とその内容」『東洋学論叢』32、pp. 21-27。